

平成29年7月12日
全国人権擁護委員連合会

～いじめ問題に関する再度の緊急メッセージ～

「いじめ防止対策推進法」が平成25年から施行され、いじめ防止基本方針の作成等が国及び学校に義務づけられました。学校でも早期発見に努めています。しかし、児童生徒間のいじめはより潜在化しており、教員が発見することがますます難しくなっています。インターネットを使った学外でのいじめの場合はなおさらです。痛ましい出来事も後を絶ちません。

昨年11月には、原子力発電所事故の被災児童が避難地の小学校に転入後、同級生からいじめにあい、一時期不登校になっていたにもかかわらず、当初学校はいじめの重大事態として扱わなかった等、不適切な対応が見られたことも判明しました。

そこで、全国人権擁護委員連合会として、改めて緊急メッセージを発信させていただきたいと思えます。

いじめをしている人は遊び半分やストレス解消のつもりかもしれませんが、いじめは相手の人を死に追いやりかねません。自分の人生も取り返しのつかないものにしかねません。いじめは絶対にしないでください。いじめをしている人はすぐにやめてください。

いじめを受けている人、いじめを見た人、いじめを聞いた人は、私たち人権擁護委員に連絡・相談してください。

小中学校を通して全国の小中学生に配布した「子どもの人権 SOS ミニレター」を使って連絡・相談しても、全国共通・無料の「子どもの人権110番」(0120-007-110)に電話してもかまいません。メールも受け付けています。秘密は必ず守ります。

私たち人権擁護委員は、「人権」を護り、救済するための仕事に取り組んでいます。いじめを、そして、仕返しをストップさせるために、全国1万4千人の人権擁護委員が全力を尽くします。どうか声をあげて、私たちに助けを求めてください。

保護者の皆さんも、お子さんを護るために、気になることがあれば遠慮なく、人権擁護委員に声をかけてください。

人の命はかけがえのないもので、子どもの未来は人類の未来なのです。この未来を希望に満ちたものにしたい。これが私たちの願いです。